

# 特定建設作業実施者のみなさまへ

建設作業を行う際は、工事現場周辺の生活環境の保全に努めてください。

## 規制基準の遵守、騒音・振動等の防止対策

特定建設作業に伴って発生する騒音や振動については、規制基準を遵守するとともに、騒音、振動、粉じん等を低減させるため、防音壁等の設置や、適切に散水を行うなど防止対策を講じるよう努めてください。

## 周辺住民等への説明

周辺住民等に対し、できるだけ早い時期に、工事に係る計画内容を十分説明するとともに、建設作業において、周辺住民等から苦情が発生した場合には、誠意をもって苦情解決に努めてください。

## 石綿含有建材の使用調査

建築物等の解体、改造又は補修作業を行う場合は、石綿の有無について必ず事前調査を行い、石綿の有無に関わらず、公衆の見やすい箇所に表示結果を表示してください。

<和歌山県ホームページ>

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032100/asbest/asbest/d00206797.html>



### 海南市環境課

〒642-8501

海南市南赤坂 11 番地

電話：073-483-8457

メール：kankyo@city.kainan.lg.jp



海南市PRキャラクター  
海ニヤン

## 特定建設作業の届出はお早めをお願いします！

騒音規制法、振動規制法、和歌山県公害防止条例では、特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、災害等の非常時を除き、特定建設作業開始の7日前までに（注）市町村長に届出なければなりません。

（注）「7日前まで」とは土日祝含め、「中7日あける」ことを意味します。

### 【参考】騒音規制法（抜粋）

（特定建設作業の実施の届出）

第14条 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業開始の日の7日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

※振動規制法（第14条）、和歌山県公害防止条例（第36条）にも同様の規定があります。

☆特定建設作業の届出書類・手続き等については、海南市ホームページをご覧ください。

<海南市ホームページ>

<https://www.city.kainan.lg.jp/kakubusho/kurashibu/kankyoka/kougai/soonkensetsu.html>

